

第 10 回教育委員会会議

令和 7 年 8 月 20 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第54号

難波中学校区及び木津中学校区における学校再編整備計画の策定について

難波中学校区及び木津中学校区における学校再編整備計画(案)

教育環境の確保及び教育活動の充実を目的とした学校配置の適正化を推進するため、次のとおり難波中学校区及び木津中学校区における学校再編整備計画を策定する。

記

1 学校再編整備の対象校

(1) 小学校

栄小学校、大国小学校、敷津小学校

(2) 中学校

難波中学校、木津中学校

2 学校適正配置の手法

(1) 小学校

栄小学校、大国小学校、敷津小学校を統合

(2) 中学校

難波中学校、木津中学校を統合

3 活用する学校施設及び改修等の計画

(1) 小学校

- ・栄小学校の校地(大阪市浪速区浪速東1丁目)
- ・校舎等の増築及び既存校舎を活用(教室改造等を含む)

(2) 中学校

- ・難波中学校の校地(大阪市浪速区塩草1丁目)
- ・校舎等の増築及び既存校舎を活用(教室改造等を含む)

4 学校適正配置の時期

- ・令和14年4月(栄小学校及び難波中学校の施設整備完了後)

5 学校再編整備の実施に伴う就学校の指定の変更

- ・学校再編整備の実施の前年度に大國小学校及び敷津小学校の第1学年から第5学年に在籍している児童については、令和14年4月の学校再編整備の実施時に限り、就学校の指定の変更(以下、「指定校変更」という。)を行うことにより、統合後の小学校よりも通学距離の短い場合のみ、指定校変更対象校(浪速小学校)へ就学できることとする。

6 学校再編整備後の通学路と安全対策

- ・通学路(案)は別紙のとおり
- ・新たな通学路等、児童生徒の安全確保については、学校適正配置検討会議において意見聴取のうえ、警察や道路管理者等の関係先と協議し、必要な対策を実施する。

7 適正配置対象校等の学級数及び児童生徒数の推移

(※令和7年5月1日現在。児童生徒数は特別支援学級の児童生徒数を含む。学級数は特別支援学級を含まない。なお、令和14年度の小学校1年生の推計に必要となる、令和8年度の0歳児については、令和7年度の0歳児と同数としている。)

(1) 小学校について

(栄小学校の児童数・学級数推計)

- ・令和7年度は、児童数204人、8学級。今後は、児童数200人程度、8、9学級で推移する見込み。

年度	児童数	学級数	6年生	5年生	4年生	3年生	2年生	1年生
令和7年度	204人	8学級	35人	30人	24人	45人	28人	42人
令和8年度	199人	8学級	30人	24人	45人	29人	42人	29人
令和9年度	199人	8学級	24人	45人	29人	43人	29人	29人
令和10年度	204人	8学級	45人	29人	43人	30人	29人	28人
令和11年度	200人	8学級	29人	43人	30人	30人	28人	40人
令和12年度	201人	8学級	43人	30人	30人	29人	40人	29人
令和13年度	196人	8学級	30人	30人	29人	41人	29人	37人
令和14年度	204人	9学級	30人	29人	41人	30人	37人	37人

(大国小学校の児童数・学級数推計)

・令和7年度は、児童数 101 人、6学級。今後は、児童数 80 人台から 90 人台、6学級で推移する見込み。

年度	児童数	学級数	6年生	5年生	4年生	3年生	2年生	1年生
令和7年度	101人	6学級	25人	19人	17人	19人	6人	15人
令和8年度	86人	6学級	19人	16人	19人	6人	14人	12人
令和9年度	83人	6学級	16人	18人	6人	14人	11人	18人
令和10年度	83人	6学級	18人	6人	14人	11人	17人	17人
令和11年度	80人	6学級	6人	14人	11人	17人	16人	16人
令和12年度	90人	6学級	14人	11人	17人	16人	15人	17人
令和13年度	93人	6学級	11人	16人	16人	15人	16人	19人
令和14年度	99人	6学級	16人	15人	15人	16人	18人	19人

(敷津小学校の児童数・学級数推計)

・令和7年度は、児童数 56 人、4学級(複式学級が2学級)。今後は、児童数 80 人台まで増加することが見込まれるが、大幅な増加は見込めず、5、6学級で推移する見込み。

年度	児童数	学級数	6年生	5年生	4年生	3年生	2年生	1年生
令和7年度	56人	4学級	17人	12人	5人	7人	9人	6人
令和8年度	54人	5学級	13人	6人	8人	10人	7人	10人
令和9年度	58人	5学級	6人	8人	10人	7人	10人	17人
令和10年度	67人	6学級	8人	10人	7人	10人	17人	15人
令和11年度	74人	6学級	10人	7人	10人	17人	15人	15人
令和12年度	74人	6学級	7人	10人	17人	15人	15人	10人
令和13年度	80人	6学級	10人	17人	15人	15人	10人	13人
令和14年度	83人	6学級	17人	15人	15人	10人	13人	13人

(2) 中学校について

(難波中学校の生徒数・学級数推計)

・令和7年度は、生徒数 314 人、9学級。今後は、生徒数 300 人台、9、10 学級で推移する見込み。

年度	生徒数	学級数	3年生	2年生	1年生
令和7年度	314 人	9 学級	111 人	104 人	99 人
令和8年度	308 人	9 学級	104 人	100 人	104 人
令和9年度	319 人	9 学級	100 人	105 人	114 人
令和10年度	319 人	9 学級	105 人	115 人	99 人
令和11年度	360 人	10 学級	115 人	100 人	145 人
令和12年度	353 人	10 学級	100 人	146 人	107 人
令和13年度	370 人	10 学級	147 人	108 人	115 人
令和14年度	326 人	9 学級	108 人	116 人	102 人

(木津中学校の生徒数・学級数推計)

・令和7年度は、生徒数 112 人、4学級。今後は、生徒数 130 人程度まで増加することが見込まれるが、大幅な増加は見込めず、5、6学級で推移する見込み。

年度	生徒数	学級数	3年生	2年生	1年生
令和7年度	112 人	4 学級	47 人	26 人	39 人
令和8年度	120 人	5 学級	28 人	41 人	51 人
令和9年度	138 人	6 学級	42 人	52 人	44 人
令和10年度	146 人	6 学級	54 人	45 人	47 人
令和11年度	131 人	5 学級	47 人	48 人	36 人
令和12年度	128 人	5 学級	50 人	37 人	41 人
令和13年度	129 人	5 学級	38 人	42 人	49 人
令和14年度	134 人	6 学級	43 人	50 人	41 人

8 学校再編整備後の見込み

(1) 小学校について

- ・学校再編整備時の令和14年度には、児童数428人の17学級になる見込み。

(学校再編整備後の児童数・学級数推計)

年度	児童数	学級数	6年生	5年生	4年生	3年生	2年生	1年生
令和14年度	428人	17学級	75人	71人	76人	60人	73人	73人

(2) 中学校について

- ・学校再編整備時の令和14年度には、生徒数481人の13学級になる見込み。

(学校再編整備後の生徒数・学級数推計)

年度	生徒数	学級数	3年生	2年生	1年生
令和14年度	481人	13学級	158人	173人	150人

9 その他

(1) 小学校の配置の適正化について

- ・当区内の小学校6校のうち栄小学校、大国小学校、敷津小学校、難波元町小学校の4校が令和7年度時点で適正配置対象校である。このうち、大国小学校、敷津小学校の小規模化が著しく、早急に教育環境を改善する必要があることから、当該2校と同一中学校区(木津中学校区)にある難波元町小学校を含めた3校を統合する検討を行った。しかしながら、いずれの学校も校地面積が小さく、統合に伴う校舎増築により運動場面積が小さくなることによる教育活動への影響が大きいことから、当該3校の統合は困難であるとの結論に至った。
- ・このため、小規模化が著しく、早急に教育環境を改善する必要がある大国小学校・敷津小学校については、中学校区は異なるものの適正配置対象校であり、前述の3校と比べて校地面積が大きく、統合に伴う校舎増築の影響が比較的小さい栄小学校と統合することとしたものである。
- ・なお、難波元町小学校は栄小学校と通学区域が隣接しておらず、通学路の設定に課題があることから今回の再編には含めないこととする。今後、学級数、児童数の推移を十分に注視し、小規模化が進行した場合は再編を再度、検討する。

(2) 中学校の配置の適正化について

- ・再編後の小学校の進学先について、難波中学校とした場合、木津中学校へ進学する小学校が難波元町小学校のみとなり、木津中学校が著しく小規模化することとなる。また、木津中学校とした場合は、難波中学校、木津中学校ともに適正規模を下回る規模となる。このため、安定的に適正な規模を確保するためには、中学校の再編も実施することが必要と判断し、小学校の再編に併せて、通学区域が隣接する難波中学校と木津中学校を再編することとしたものである。

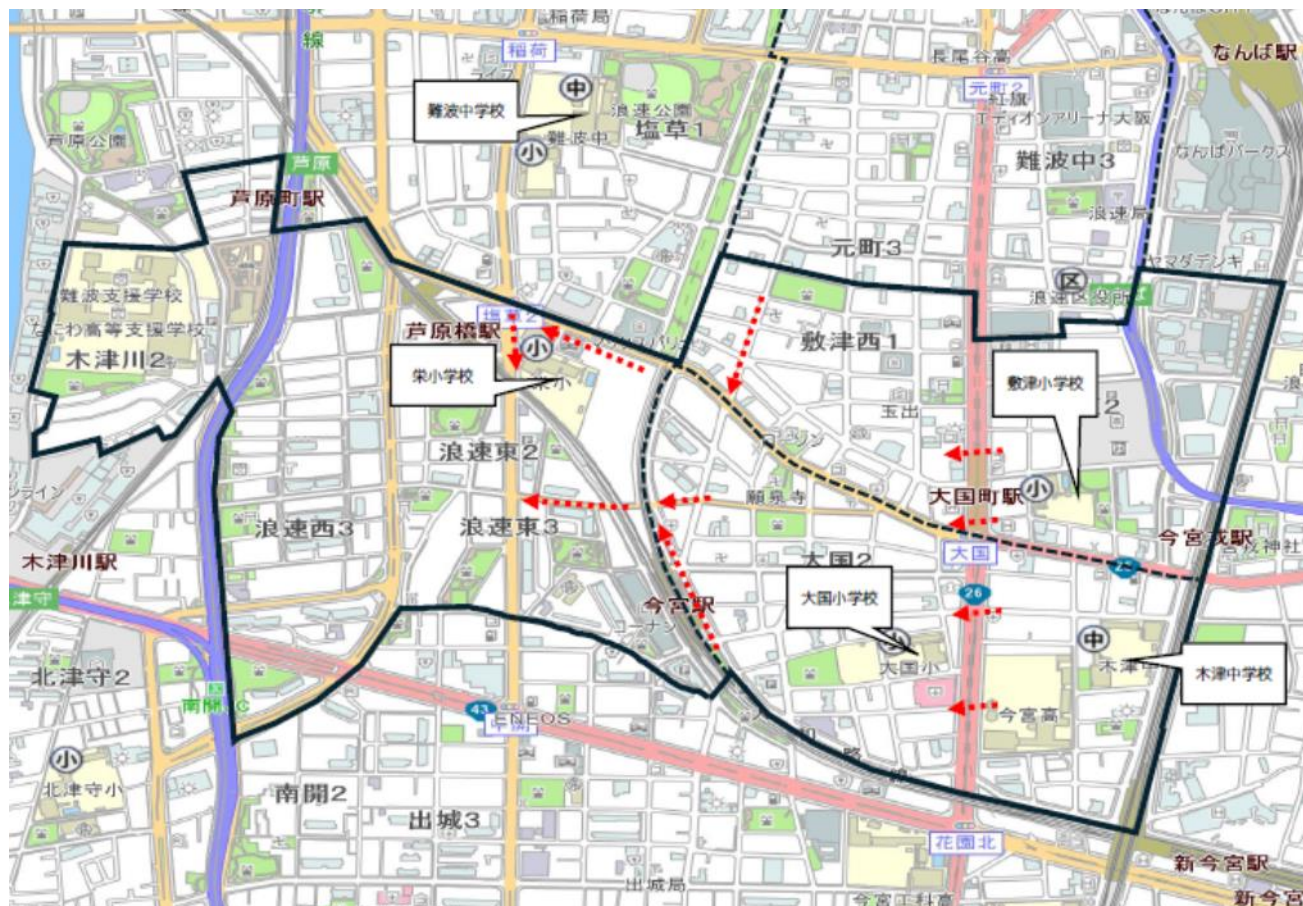
(3) 統合前後の学校運営等について

- ・統合を円滑に進めるため、合同行事などを通じて児童生徒、教員の相互交流を図るとともに、教員間において、統合後の学校における教育方針や教育内容について話し合うなど各学校間の連携を強化していく。
- ・各学校においてこれまで培ってきた取組、文化等を統合後の学校に継承、発展させていく。

(4) 学校適正配置検討会議で意見聴取する事項等について

- ・本計画に関すること、学校名、校章、校歌、標準服その他必要な事項について、意見を聴取する。
- ・統合時に、新たな物品（標準服等）が必要な場合は、教育委員会が用意し、保護者に過度な負担を与えないよう配慮する。

別紙



凡例

新たな通学路 ----->

大阪市立学校活性化条例(抜粋)

(小学校及び中学校の学級数の適正規模の確保)

第16条 教育委員会は、小学校及び中学校(いずれも本市の区域外に所在するもの及び規則第56条(規則第79条において準用する場合を含む。)の規定により特別の教育課程を編成するものを除く。以下同じ。)の学級数(特別支援学級及び夜間に2部授業を行う学級の数を除く。以下同じ。)の規模を適正規模(児童及び生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校及び中学校の学級数の規模をいう。以下同じ。)にするよう努めなければならない。

2 適正規模は、小学校にあつては学級数が12から24まで、中学校にあつては学級数が9から24までであることとする。

3 教育委員会は、前項に定める学級数を変更するためにこの条例を改正しようとするときは、あらかじめ大阪市学校適正配置審議会の意見を聴かなければならない。

4 教育委員会は、学級数の規模が適正規模を下回る小学校又は中学校であつて今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの(中学校にあつては次の各号のいずれかに該当するものに限る。)について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画(以下「学校再編整備計画」という。)を策定しなければならない。

(1) 学級数が6を下回る中学校であつて今後も6以上となる見込みがないと教育委員会が認めるもの

(2) 前号に掲げる中学校以外の中学校のうち教育委員会規則で定めるもの

5 学校再編整備計画には、計画の実施時期、実施後の小学校又は中学校の所在地その他教育委員会規則で定める事項を記載するものとし、その内容は、当該学校再編整備計画に係る小学校又は中学校の学級数の規模が適正かつ円滑に適正規模となることができるものでなければならない。

6 教育委員会は、学校再編整備計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

7 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、前項の規定により公表した学校再編整備計画の内容その他教育委員会規則で定める事項について、保護者等の意見を聴かなければならない。

8 前2項の規定は、学校再編整備計画の変更について準用する。

9 前各項に定めるもののほか、適正規模の確保に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

大阪市立小学校及び中学校の適正規模の確保に関する規則(抜粋)

(学校再編整備計画)

第4条 条例第16条第5項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 適正配置対象校、適正配置関係校又は第2条第2項に規定する学校の学級数及び児童生徒数の推移並びに今後の見込み
- (2) 適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の学級数の規模を適正規模にするための方法
- (3) 学校再編整備計画実施のための学校施設の整備計画
- (4) 学校再編整備計画実施後の小学校の通学路及び通学路の安全対策
- (5) その他必要な事項

(学校再編整備計画の策定)

第5条 教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。

- 2 学校再編整備計画における、当該計画実施後の児童生徒の学校への通学距離は、原則として、小学校においては2キロメートル以内、中学校においては3キロメートル以内とする。ただし、児童生徒が学校教育法施行令第5条第2項に定める就学すべき学校の通学区域以外から通学する場合は、この限りではない。
- 3 適正配置対象校の統合の相手方となる小学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している小学校とする。適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する小学校についても、同様とする。
- 4 適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の統合の相手方となる中学校は、原則として、同一区内にある通学区域が隣接している中学校とする。適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する中学校についても、同様とする。
- 5 学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置関係校と統合する場合にあつては、適正配置関係校の所在地に、適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校と統合する場合にあつては、統合するいずれかの学校の所在地に設置するものとする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。
- 6 学校再編整備計画の実施の時期は、学校施設の整備計画等を勘案し、最短となるように策定しなければならない。
- 7 学校再編整備計画の策定は、速やかに行うものとする。ただし、次の各号に掲げる学校の学校再編整備計画は、学級数及び児童生徒数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定するものとする。
 - (1) 第3条第1項第1号から第5号まで又は第3条第2項に区分される学校のうち就学規則第5条第2項の規定により保護者が選択できる施設一体型小中一貫校
 - (2) 第3条第1項第6号に区分される小学校
 - (3) 第3条第1項第1号から第5号まで及び第3条第2項に区分される学校のうち教育委員会が特別の事由があると認める学校
 - (4) 第2条第2項に規定する中学校